

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

グリーン化の取組

- ・ 「住友林業グループ調達方針」および「グリーン調達ガイドライン」に基づき、経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。
- ・ 中大規模建築での木材利用を促進する技術開発や、脱炭素設計のスタンダード化に向け「One Click LCA※1」「EPD※2」の普及促進などに取り組み、再生可能な資源である「木」を軸とした事業活動を通じて、脱炭素社会の実現に貢献します。

※1 建築物のライフサイクルを通じたCO₂排出量を可視化する環境評価ソフトウェア

※2 製品のライフサイクル全体における環境負荷を定量的に評価し、第三者機関が検証・認証した国際標準の環境ラベル

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、建設業を営む企業として、国土交通省が策定した「建設業法遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを徹底し、取引先との対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現に努めます。

3. その他（任意記載）

当社は、「住友林業グループ倫理規範」を遵守し、公正かつ透明性のある事業活動を行い、取引先と建設的な関係を構築・維持します。

2022年11月30日
(2026年3月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。